

## 第10回 国民の権利保障

### 1 憲法上の権利とその限界 (第4章IⅢ)

#### (1) 人権と憲法上の権利 (53～57頁)

人権思想の淵源：近代自然権思想

人権思想の歴史：

中世身分制社会における身分毎の「特権」

→近世・市民革命における「主権」と「人権」の相互連関(樋口陽一)

→近代消極国家(自由権・財産権中心)

→現代積極国家(社会権)、デモクラシーの発展(参政権・表現の自由の拡大)

「憲法上の権利」：人権思想を背景としつつも、それとは相対的に独立して「個人の尊厳」(13条)の保障のために法制度によって保障、実現される「権利」

※憲法における「義務」規定の意義

#### (2) 憲法上の権利の制約の根拠 (71～75頁)

法律の留保：人権に限らず、自由と財産の規制に関する一般的原則(第6回参照)

→法律により、又は法律に基づく限りで、国民の自由と財産一般は制限できる

⇔法律をも拘束する(法律によっても制約できない)のが憲法上の権利

→その憲法上の権利の制約根拠が「公共の福祉」

=「人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理」(宮沢俊義)

(公共の福祉に適合する限りで、法律は憲法上の権利を制限できる)

#### (3) 憲法上の権利の制約の合憲性の判断 (76～81頁)

法律が公共の福祉に適合し憲法上の権利を合憲的に制限できるかどうかは、実際には裁判所の違憲審査によって判断される

→裁判所はどのような方法で、合憲性審査をするのか?

① 個別的利益衡量論：実質的に妥当な結論を導きやすいが、公益に有利になりすぎる

② 二重の基準論：裁判所の役割・能力に応じて審査基準を変える

・精神的自由…厳格な審査(民主的政治過程の維持)

・経済的自由…緩やかな審査(社会経済政策分野における立法裁量の尊重)

③ 比例原則…法律を立法目的と目的達成手段に分解して捉えた上で、

目的の正当性、目的達成手段の合理性・必要性を分析する

### 2 表現の自由 (第8章I)

#### (1) 公務員の政治的表現の自由 (144～146頁)

公務員の政治的行為の禁止・処罰(国家公務員法102条、人事院規則14-7)

猿払事件(最大判昭和49・11・6)

行政の中立的運営と国民の信頼の確保のため合理的関連性のある禁止であり、意

見ではなく行動を間接的・付随的に規制するにすぎないから憲法21条に反しない  
(批判) 目的達成手段として禁止の範囲が必要な限度に限られていない

(2) マスメディアの表現の自由 (149～151頁)

個人の一般的な表現の自由…演説等の言論活動、ビラ貼り・ビラ配布、集会・集団行進  
⇔マスメディアの活動…民主主義社会において、国民の知る権利に奉仕するもの  
→報道の自由、取材の自由(取材源秘匿)等の特別の法的扱いが認められている

(3) インターネット上の表現の自由 (152～153頁)

個人が表現を発信する手段として有意義だが、通信の秘密により匿名表現が可能  
→違法・有害情報(名誉毀損・プライバシー侵害、青少年有害情報)の対策が不可欠  
→プロバイダーの役割・責任が焦点に

3 経済的自由 (第9章II)

(1) 営業の自由とその規制 (168～177頁)

参入規制…許可制、届出制、資格制、検査検定制、基準・認証制度  
業態規制…業法、独占禁止法、消費者保護法等の規制  
薬事法事件(最大判昭和50・4・30)

薬局の開設距離制限という手段は、国民の生命・健康の保護という目的との関係で  
合理性・必要性が認められず憲法22条に反する

(2) 財産権 (177～183頁)

森林法事件(最大判昭和62・4・22)

共有林の分割請求権の否定は、森林経営の安定という目的との関係で合理性・必要  
性が認められず憲法29条に反する

(3) 損失補償 (183～188頁)

憲法29条3項:公共事業等のため特定の財産を正当な補償により収用・制限できる

4 生存権 (第12章I)

(1) 生存権の法的性格 (213～216頁)

自由権と生存権の違い:公権力の不作為と作為  
プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説

(2) 立法裁量の統制 (216～220頁)

堀木訴訟(最大判昭和57・7・7)

障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止は著しく不合理で明らかな裁量権の逸脱・  
濫用とはいえず憲法25条に反しない

救貧・防貧二分論、平等原則、制度後退の統制

5 国務請求権 (第11章II)

(1) 裁判を受ける権利 (208～210頁)

憲法32条：基本権を保障するための基本権、実効的な権利救済を求める権利

(2) 国家賠償請求権 (210～211頁)

公権力の違法行為に対して原状が回復できない場合に、金銭賠償を求める

郵便法事件 (最大判平成14・9・11)

民営化前の郵便事業について、郵便局員の故意重過失による損害を賠償する国の責任を免除・制限することは合理性がなく、憲法17条に反する

※国家賠償と損失補償の「谷間」の問題…予防接種禍事件